

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年6月9日

月曜日

第5385号

目次

告 示

○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	1
○指定障害福祉サービス事業者の指定	
○指定障害福祉サービスの事業の廃止	3
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	5

公 告

○景観づくり住民協定の公表	6
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	8
○落札者等の公示	15
○条件付き一般競争入札の実施	16

告 示

富山県告示第262号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

令和3年6月7日発生の入善加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号に該当するため消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第263号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり

指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和7年6月1日	1610400291	株式会社ミチルワグループ	東京都中央区東日本橋三丁目3番7号 近江会館ビル3階	ヴィストキヤリア魚津駅前	富山県魚津市駅前新町11-17 大同林業駅前ビル1F、2F

富山県告示第264号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和7年6月1日	1610201020	株式会社ミチルワグループ	東京都中央区東日本橋三丁目3番7号 近江会館ビル3階	ヴィストキヤリア高岡	富山県高岡市下関町6番1号クルン高岡

富山県告示第265号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり

指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労定着支援	令和7年6月1日	1610201038	株式会社ミチルワグループ	東京都中央区東日本橋三丁目3番7号 近江会館ビル3階	ヴィストキヤリア高岡	富山県高岡市下関町6番1号クルン高岡

富山県告示第266号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和7年5月31日	1610400267	ヴィスト株式会社	石川県金沢市広岡一丁目2番14号	ヴィストキヤリア魚津駅前	富山県魚津市駅前新町11-17大同林業駅前ビル1F、2F

富山県告示第267号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃

止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和7年5月31日	1610200915	ヴィスト株式会社	石川県金沢市広岡一丁目2番14号	ヴィストキヤリア高岡	富山県高岡市下関町6番1号クルン高岡

富山県告示第268号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労定着支援	令和7年5月31日	1610201012	ヴィスト株式会社	石川県金沢市広岡一丁目2番14号	ヴィストキヤリア高岡	富山県高岡市下関町6番1号クルン高岡

富山県告示第269号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月9日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル	縦覧場所
県道 高岡砺波線	高岡市戸出放寺74番 1 から 高岡市戸出放寺80番 1 ま で	変更前		最大 10.9 最小 9.5	162.9	高岡土木 センター
		変更後		最大 14.7 最小 9.3	162.9	
県道 高岡氷見線	氷見市田江 323番から 氷見市田江 323番まで	変更前		最大 9.4 最小 8.1	28.4	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 24.5 最小 13.0	28.4	
県道 氷見志雄線	氷見市田江 257番から 氷見市田江 257番まで	変更前		最大 8.8 最小 7.3	29.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 9.9 最小 8.7	13.8	

富山県告示第270号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月 9 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高岡氷見線	氷見市田江 323番から 氷見市田江 323番まで	令和7年6月9日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 氷見志雄線	氷見市田江 257番から 氷見市田江 257番まで	令和7年6月9日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

公 告

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 協定の名称

小島第一景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで、魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市小島第一常会の全域（別紙図面のとおり）

4 協定の内容

- (1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。
- (2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものと

し、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損、危険な樹木又は自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ3メートル以上となる樹木を3本以上保有する。3本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して1年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障がい者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。

エ 生け垣を敷地の周辺に設置するよう努めるものとする。

(3) 協定者は、建築物の新築、移転、増築、改築又は模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよう努めるものとする。

5 協定締結年月日

令和7年4月12日

6 協定有効期限

令和17年4月12日

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置い

て縦覧に供する。)

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称

栄養士免許管理システム改修業務委託

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 調達期限

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 調達条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 契約の履行や入札の執行などに当たって、不正な行為を行った者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用

人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(4) その他、仕様書で参加資格として示す要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県厚生部健康対策室健康課健康増進・歯科保健担当

電話 076-444-3222（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 6 月 9 日から同年 6 月 19 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和 7 年 6 月 20 日 午後 5 時 15 分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和 7 年 6 月 25 日 午前 10 時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県庁本館 1 階入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号第0002501004号
- (2) 調達物品等の名称及び数量
Webフィルター 3,500式
- (3) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (4) 納入期限
令和 7 年 8 月 29 日（金）
- (5) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に

係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

(3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、

4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時 15 分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 17 日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記 URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 6 月 11 日（水） 午前 11 時 00 分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県庁入札室（本館 1 階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 8 時 30 分から令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 4 時まで

ただし、提出締切の前日までは午前 8 時 30 分から午後 8 時（紙入札者の入札書の提出は午後 5 時 15 分）まで

(3) 開札日時

令和 7 年 7 月 9 日（水）午前 10 時 00 分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再度入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札をする。再度入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再度入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が

契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Web Filter

Quantity:3,500

(2) Time limit of tender : 4:00 p.m. 8 July. 2025

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県税務電算システム機器 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和7年5月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町5番5号

5 落札金額

150,156,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年4月4日

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、条件付き一般競争入札の実施について、この公告により、公告します。

令和7年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

入札番号 (案件番号)	第1811964号
委託業務の名称	西部水道用水供給事業水道施設再整備基本構想業務委託
業務目的	和田川浄水場は昭和43年7月に給水を開始し57年が、子撫川浄水場は昭和54年4月に給水を開始し46年が経過し、施設の老朽化が進行し、水道用水の安定供給に支障が出るリスクが増えており、この状態を改善するため、水道施設の大規模な更新を行う必要が出ている。このため、本業務委託では、西部水道用水供給事業連絡協議会ワーキンググループで検討作成した3つのリプレイス案から、1つを選定するための比較資料の作成などを行う。 (詳細は特記仕様書参照)
委託業務の場所	高岡市島新～小矢部市森屋地内
業務の内容	概略モデルの作成及び比較資料の作成など
実施方針に関する提案及び技術提案	業務を実施するにあたっては、以下の視点から創意工夫を発揮し、各提案を行うこと。 (1) 業務実施方針に関する提案 ① 業務実施体制

	② 業務実施手順 ③ 照査における具体の手法・工夫等 ④ 業務の円滑な実施に関する提案 (2) 以下の評価テーマに対する技術提案 テーマ① リプレイス案2のモデル作成にあたり、新設及び更新する施設の位置や工法などの検討方法や検討課題及び配水池の運用について提案を求める。 テーマ② リプレイス案(1～3)の比較検討に当たり、検討すべき重要項目について、提案を求める。 また、業務実施手順(重要項目の最適な実施時期など)についての提案を求める。
履行期間	契約を締結した日の翌日から令和8年3月27日まで
成果品	特記仕様書に示す成果品1式
総合評価方式	価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式 (実施方針及び技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、実施方針及び技術提案の評価項目に「履行確実性」を含めて技術評価を行う。)
調査基準価格	有

2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

- (1) 入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる条件のすべてを満たす単体企業であること。なお、入札参加資格の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日(以下「申請期限日」という。)現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 申請期限日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。

エ 3(2)に掲げる申請書等を提出していること。

オ 富山県における令和7・8年度入札参加資格者名簿(測量・地質調査、土

木コンサルタント、補償コンサルタント）（以下「資格者名簿」という。）
の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。

カ 富山県内に建設業法（昭和24年法律第 100号）第3条に規定する営業所を
有すること。

(2) 業務実施体制に関する要件

入札参加者は、業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(3) 業務実績に関する要件

入札参加者は、平成23年4月1日以降に完了した以下に示す同種業務
（令和7年度完了予定も対象に含む。）について、元請として完了した業務実
績を有すること。

- ・ 同種業務：富山県内の浄水場または水道施設で基本構想、基本設計及び実施
設計相当のいずれかの設計業務

(4) 配置予定管理技術者に関する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定管理技術者を
確保できること。

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門、上下水道部門）
- ・ R C C M（上水道及び工業用水部門）
- ・ 土木学会認定技術者（1級）

イ 同種業務の実務経験を有すること。

平成23年4月1日以降に完了した以下に示す同種業務（令和7年度完了予
定も対象に含む）において、元請の管理技術者として従事して完了した実務
経験を有すること。

- ・ 同種業務：富山県内の浄水場または水道施設で基本構想、基本設計及び実
施設設計相当のいずれかの設計業務

ウ 本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直
接的雇用関係があること。

エ 照査技術者と兼務しないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 申請書等は、次のとおりとする。

入札参加資格確認申請書	様式－ 1
企業の同種業務の実績	様式－ 2
富山県内に所在している営業拠点	様式－ 3
配置予定管理技術者の同種業務の実務経験	様式－ 4
配置予定管理技術者の資格	様式－ 5
配置予定管理技術者の C P D	様式－ 6

- (3) 申請書等の様式は、13で定める担当部署及び富山県のホームページ「入札情報（工事・測量・コンサル）」（下記 URL）（以下「ホームページ」という。）で配付するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/joho.html>

- (4) 申請書等の提出期間は、12で定める期間とする。
 - (5) 申請書等の提出場所は、13で定める担当部署とする。
 - (6) 入札参加資格の確認の結果は、12で定める日までに申請者に通知する。
- 4 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を受付期間の締切日までに持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、12で定める期間とする。

イ 受付場所は、13で定める場所とする。

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、12で定める日までに文書により行うものとする。

5 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子

メール（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、12で定める期間とする。

イ 受付場所は、13で定める場所とする。

(2) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールで行うものとする。

(3) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答については、12で定める方法により、公表する。

6 設計図書等の配付及び質問等

(1) 12に定める方法により設計図書等を配付するものとする。

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、12に定める期間とする。

イ 受付場所は、13に定める場所とする。

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。

(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、12に定める方法により、公表する。

7 評価テーマの配付及び質問、技術提案書等の提出等

(1) 12に定める方法により評価テーマを配付するものとする。

(2) 評価テーマに関する質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間は、12に定める期間とする。

イ 受付場所は、13に定める場所とする。

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。

(4) 評価テーマに関する質問及び当該質問に対する回答については、12に定める方法により、公表する。

(5) 実施方針及び技術提案の提出資料は、次の通りとする。

実施方針	
業務実施体制提案書	様式－ 7
業務実施手順提案書	様式－ 8
照査における具体の手法・工夫等提案書	様式－ 9
業務の円滑な実施に関する提案書	様式－10
技術提案	
技術提案書（テーマ毎）	様式－11

ア 受付期間は、12に定める期間とする。

イ 受付場所は、13に定める場所とする。

ウ 実施方針及び技術提案に関するヒアリングの有無 有

8 総合評価方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価方式により行うものとする。

入札参加者は、入札参加資格確認申請書、技術提案書等と価格をもって入札をし、次の要件に該当する者のうち、(2) の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格については、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

※価格評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

ウ 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 企業の実績と能力

(イ) 管理技術者の経験と能力

(ウ) 実施方針

(エ) 技術提案

(オ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$
$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{ア(イ)に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{オの評価に基づく履行確実性度})$$
$$\text{技術提案評価点} = (\text{ウに係る評価点}) + (\text{エに係る評価点})$$

※技術評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

9 入札期間等

(1) 入札及び開札の日時は、12で定める日時とする。

(2) 開札の場所は、12で定める場所とする。

(3) 入札保証金は、免除する。

(4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

10 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札説明書において示した無効の入札の条項に該当する入

札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

11 その他

- (1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。

(注1) 発注工事に参加とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

(注2) 資本面・人事面で関係があるとは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている場合。

イ 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

- (2) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は、令和7年7月31日以降を予定している。

- (3) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める場合がある。

12 入札手続き及び日程

入札手続き	期間（注1）	方法
入札公告・入札説明書・設計書・申請書・評価テーマ等様式の配付	令和7年6月9日から 令和7年7月18日まで	担当部署及びホームページで配付
入札参加資格確認申請書の受付	令和7年6月10日から 令和7年6月25日まで	担当部署に持参もしくは郵送
入札公告・入札説明書に関する質問の受付	令和7年6月9日から 令和7年6月17日まで	担当部署に電子メールで受付

入札公告・入札説明書に関する質問の回答	質問を受理した日から3日以内（注2）	電子メールで回答
入札公告・入札説明書に関する質問と回答の閲覧	質問に回答した日から令和7年7月18日まで	担当部署及びホームページで閲覧
設計図書等に関する質問の受付	令和7年6月9日から令和7年7月16日まで	担当部署に電子メールで受付
設計図書等に関する質問の回答	質問を受理した日から3日以内（注2）	電子メールで回答
評価テーマ、設計図書等に関する質問回答の閲覧	質問に回答した日から令和7年7月18日まで	担当部署及びホームページで閲覧
評価テーマに関する質問の受付	令和7年6月9日から令和7年7月2日まで	担当部署に電子メールで受付
評価テーマに関する質問の回答	質問を受理した日から3日以内（注2）	電子メールで回答
入札参加資格の確認通知書の発行	令和7年7月3日まで	担当部署から郵送
入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求	令和7年7月4日から令和7年7月9日まで（注2）	担当部署に持参
理由の説明の要求に対する回答	令和7年7月14日まで	文書により回答
業務の実施方針・技術提案書の提出	令和7年7月7日	担当部署に持参
技術提案書に関するヒアリング	令和7年7月10日から令和7年7月11日まで	担当部署で実施
入札締切（注5）	令和7年7月22日午後17時00分	入札書を担当部署に持参もしくは郵送
開札	令和7年7月23日午後1時30分（注3）	入札説明書に記載の場所。

（注）

- 1 持参又は郵送により提出する書類は、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 休日を除く。
- 3 総合評価方式のため、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県企業局経営管理課管財係（〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館10階）電話 076-444-2139 FAX 076-444-2154

電子メールアドレス akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp）とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。

